



島根県報

平成18年 3月24日 (金)
 第 1,762 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

「しまねの広域行政を考える」活動支援補助金交付要綱の一部改正	(市 町 村 課)	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(")	4
県営土地改良事業計画の決定	(農 村 整 備 課)	4
換地処分 (3 件)	(")	5
土地改良事業計画書の縦覧	(")	5
県営土地改良事業の工事の完了 (2 件)	(")	5
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	6
解除予定保安林 (2 件)	(")	6
保安林の指定施業要件の変更	(")	7
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	8
道路の供用開始	(")	9

公 告

平成18年島根県歯科技工士試験の合格者	(医 療 対 策 課)	9
平成17年度島根県家畜人工授精師養成講習会 (家畜人工授精に関する講習会) 修業試験の合格者	(農 畜 産 振 興 課)	10
都市計画変更の図書の縦覧	(下 水 道 推 進 課)	10
島根県松江警察署放置車両確認事務業務委託に係る総合評価一般競争入札の落札者等	(警 察 本 部)	10

教委規則

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則	(保 健 体 育 課)	11
島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	(")	11
島根県立ライフル射撃場条例施行規則の一部を改正する規則	(")	12

公安規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	13
--	-----------	----

公安告示

警備業務に係る検定合格者審査の実施	(警 察 本 部)	13
施設警備業務 2 級検定の実施	(")	16
交通誘導警備業務 2 級検定の実施	(")	17

告 示

島根県告示第305号

「しまねの広域行政を考える」活動支援補助金交付要綱（平成10年島根県告示第536号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

第11条を削る。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

島根県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
きらら薬局	出雲市神西沖町字原2072番の1	平成18年2月20日
医療法人 にしきしんまち歯科医院	八束郡東出雲町錦新町2-3-1	平成18年3月1日
益田中央薬局	益田市乙吉町イ95-10益田サティ1F	平成18年3月1日

島根県告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
くすりはうす21公園通り薬局	松江市浜乃木町6-2-12	平成17年12月31日
竹吉胃腸科医院	浜田市浅井町99-1	平成18年2月1日
にしきしんまち歯科	八束郡東出雲町錦新町2-3-1	平成18年3月1日

島根県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 あいの会	浜田市三隅町三隅 370番地 3	居宅介護支援 事業	居宅介護支援事業所 あいの会	浜田市三隅町三隅 370番地 3	平成17年 12月17日
特定非営利活動法人 あいの会	浜田市三隅町三隅 370番地 3	訪問介護	あいの会	浜田市三隅町三隅 370番地 3	平成17年 12月17日
特定非営利活動法人 あいの会	浜田市三隅町三隅 370番地 3	通所介護	デイサービスセン ター あいの会	浜田市三隅町三隅 370番地 3	平成17年 12月17日
社会福祉法人 西ノ 島福祉会	隠岐郡西ノ島町大字 宇賀697番地	通所介護	みゆき荘デイサービ スセンター	隠岐郡西ノ島町大字 美田3078番地19	平成17年 12月 8 日
有限会社 角建築	出雲市鹿園寺町226 番地 2	福祉用具貸与	有限会社 角建築	出雲市鹿園寺町226 番地 2	平成17年 11月 9 日
有限会社 快適生活 社	大田市大田町大田口 1329 - 14	福祉用具貸与	ほっとライフ 快適 生活社	大田市大田町大田口 1329 - 14	平成17年 12月 9 日
有限会社 げんき堂	安来市安来町1083	福祉用具貸与	有限会社 げんき堂 松江支店	松江市古志原 3 - 7 - 31	平成18年 2月22日
特定非営利活動法人 はっぴいライフ	松江市雑賀町86	訪問介護	特定非営利活動法人 はっぴいライフ	松江市雑賀町86	平成18年 3月 1 日
株式会社 ケイテン	隠岐郡隠岐の島町東 郷亀尻 5 番地 1	認知症対応型 共同生活介護	グループホームさち	隠岐郡隠岐の島町栄 町572	平成18年 2月23日
有限会社 ダイナ ミック	八束郡東出雲町大字 出雲郷774番地	福祉用具貸与	有限会社 ダイナ ミック	八束郡東出雲町出雲 郷774	平成18年 2月28日
有限会社 オレンジ ロード	松江市学園 2 丁目11 番18号	居宅介護支援 事業	オレンジロード	松江市学園 2 丁目11 番18号	平成18年 2月28日
有限会社 オレンジ ロード	松江市学園 2 丁目11 番18号	訪問介護	オレンジロード	松江市学園 2 丁目11 番18号	平成18年 2月28日
有限会社 クオリ ティライフ	仁多郡奥出雲町下横 田27 - 1	通所介護	デイサービスよこた の郷	仁多郡奥出雲町下横 田27 - 1	平成18年 2月14日

島根県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年 3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
特定非営利活動法人 あいの会	浜田市三隅町三隅252番地	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所 あいの会	浜田市三隅町三隅252	平成17年12月16日
特定非営利活動法人 あいの会	浜田市三隅町三隅252番地	訪問介護	訪問介護事業所 あいの会	浜田市三隅町三隅252番地	平成17年12月16日
特定非営利活動法人 あいの会	浜田市三隅町三隅252番地	通所介護	デイサービスセンター あいの会	浜田市三隅町三隅252番地	平成17年12月16日
西ノ島町	隠岐郡西ノ島町大字浦郷534番地	通所介護	みゆき荘デイサービスセンター	隠岐郡西ノ島町大字美田3078番地19	平成17年3月31日
医療法人 出雲勤労者健康管理協会	出雲市塩冶町1536-1	介護療養型医療施設	出雲市民病院	出雲市塩冶町1536-1	平成17年9月30日

島根県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358番地1	訪問看護	訪問看護ステーションにた	奥出雲訪問看護ステーションにた	仁多郡奥出雲町三成1622番地2	平成18年1月1日

島根県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

- 縦覧に供する書類の名称
隅地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
益田市役所

島根県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年3月13日付けで県営土地改良事業に係る益美（益田）地区乙子上組嵩工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年3月13日付けで県営土地改良事業に係る益美（益田）地区馬谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年3月13日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（日原）地区木の口工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市	鳥居田地区用排水施設事業（元気な地域づくり交付金）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第316号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
飯石南(赤来)地区農道事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成17年8月30日

島根県告示第317号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により告示する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
金川地区区画整理事業(県営経営体育成基盤整備事業)	平成18年3月6日

島根県告示第318号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

安来市伯太町安田関150内1、152から154まで、154続1、155-1、155続1、158、158内1、158内2、722、723-1から723-27まで、724-1から724-14まで、725-1から725-4まで、726

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第319号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市大社町杵築北字稲佐3013-3、3013-4、字サリ平3064-8、3064-9、字権兵衛谷3085-4、3089-11、3089-12、3089-14、3089-15、字猿源氏3099-6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第320号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 3 月 24 日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除予定保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字天堤イ750 - 2、イ751 - 2、イ753 - 2、イ754 - 2、三瓶町小屋原字先柳瀬1639 - 2、1639 - 3、1640 - 3 から1640 - 5 まで、三瓶町野城字天堤イ751 - 3、イ753 - 1、イ754 - 3、三瓶町小屋原字先柳瀬1639 - 1、1640 - 1、1640 - 2、1640 - 6、1645、字柳瀬1641、1646（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字天堤イ753 - 2、イ754 - 2、三瓶町小屋原字先柳瀬1639 - 2、1639 - 3、1640 - 3 から1640 - 5 まで、三瓶町野城字天堤イ753 - 1、イ754 - 3、三瓶町小屋原字先柳瀬1639 - 1、1640 - 1、1640 - 2、1640 - 6、1645、字柳瀬1641、1646（以上 9 筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第321号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 3 月 24 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月 24 日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成元年 1 月 10 日農林水産省告示第21号（二に限る。）、平成元年 3 月 8 日農林水産省告示第301号（二に限る。）、平成元年 7 月 31 日農林水産省告示第967号（一に限る。）、平成 2 年 8 月 3 日農林水産省告示第1022号（一に限る。）、平成 2 年 10 月 20 日農林水産省告示第1380号（二に限る。）、平成 2 年 12 月 11 日農林水産省告示第1565号（三に限る。）、平成 3 年 1 月 29 日農林水産省告示第120号（二に限る。）、平成 3 年 2 月 25 日農林水産省告示第254号（三に限る。）、平成 3 年 5 月 17 日農林水産省告示第649号（二に限る。）

2 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第322号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	431号	松江市美保関町下宇部尾450番地先から同287番2先まで	前	メートル 7.50~16.00	メートル 328.00	松江土木建築事務所	交通安全工事 拡幅
			後	7.50~40.50	328.00		
県道	隠岐空港線	隠岐郡隠岐の島町岬町岬2026番8地先から同2026番27地先まで	前	36.90~43.20	46.80	隠岐支庁	不用物件発生 減幅 空港施設管理者へ移管
			後	20.60~43.20	46.80		
"	溝口伯太線	安来市伯太町東母里1744番3地先から同2480番1地先まで	前	5.00~12.00	282.00	松江土木建築事務所 瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	11.00~18.00	280.00		
"	"	安来市伯太町東母里281番3地先から同233番1地先まで	前	6.50~10.00	322.00		道路改良工事 拡幅
			後	11.00~33.00	322.00		
"	川本波多線	飯石郡飯南町角井2205番3地先から同2177番1地先まで	前	20.00~51.00	337.00	木次土木建築事務所	仮設道撤去 減幅 土地所有者に返還
			後	13.50~45.50	337.00		
"	浜田八重可部線	浜田市旭町丸原1489番2地先から同919番4地先まで	前	6.60~24.00	800.00		交通安全工事 拡幅
			後	11.00~24.50	800.00		
"	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷1879番14地先から同3517番1地先まで	前 A	3.30~31.50	578.00	浜田土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区
		"	A	3.30~31.50	578.00		

	江津市桜江町谷住郷 1879 番 14 地先から同 1971 番 1 地先まで	後 B	8.50 ~ 48.00	450.00	分をいう。 ダブルウェイ
--	---	--------	-----------------	--------	-----------------

島根県告示第323号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市美保関町下宇部尾450番地先から同287番 2 地先まで	メートル 328.00	平成18年 3 月24日	松江土木建築事務所	
"	375号	邑智郡美郷町別府536番地先から同535番 2 地先まで	110.00	"	川本土木建築事務所	
県 道	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町港町大津の二 4 番 6 地先から同町大津の一34番 2 地先まで	52.00	"	隠岐支庁	
"	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町中村荒神谷603番 1 地先から同町中村早椎ヶ谷ノ一707番 1 地先まで	400.00	"		
"	溝口伯太線	安来市伯太町東母里1744番 3 地先から同2480番 1 地先まで	280.00	"	松江土木建築事務所広瀬土木事業所	
"	"	安来市伯太町東母里281番 3 地先から同233番 1 地先まで	322.00	"		
"	玉湯吾妻山線	雲南市大東町大東下分535番地先から同172番 4 地先まで	1,121.00	平成18年 3 月31日	木次土木建築事務所	
"	浜田八重可部線	浜田市旭町丸原1489番 2 地先から同910番 1 地先まで	670.00	平成18年 3 月24日	浜田土木建築事務所	
"	津和野田万川線	鹿足郡津和野町田二穂小割1670番 3 地先から同所字稗田898番 2 地先まで	374.00	"	益田土木建築事務所津和野土木事業所	
"	日原須佐線	鹿足郡津和野町中曽野字木元1371番地先から同所字金付免1630番地先まで	792.00	"		
"	"	鹿足郡津和野町池村字椏井谷3023番 3 地先から同3023番 4 地先まで	42.00	"		

公 告

平成18年島根県歯科技工士試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

平成17年度島根県家畜人工授精師養成講習会（家畜人工授精に関する講習会）修業試験の合格者は、次のとおりである。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

安部亜津子	萬田 敬行	佐藤 麻戯	石川 優子	安田真沙美	岡田 哲弘	沖田 賢司
川本 達也	白石 祐	三谷 雄喜	田原 和典	山崎 孝昭	井下 幸太	金津 典子
田中井祐太	中 明美	堀内 正喜	安井 知久	中島 史博		

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
旭都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

次のとおり総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、公告する。

平成18年3月24日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

- 1 名称
島根県松江警察署放置車両確認事務委託業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成18年3月7日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに評価点
株式会社コアズ 松江支社
松江市伊勢宮町519番地1号
評価点 86.0点
- 5 落札金額
7,056,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 公告を行った日
平成18年1月20日

教 育 委 員 会 規 則

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 2 号

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立武道施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を減免することができる。」を「による使用料の減免の基準は、別表第 1 に定めるとおりとする。」に改め、第 1 号から第 4 号までを削り、同条第 2 項中「前項第 1 号から第 3 号」を「別表第 1 の第 1 号から第10号」に改める。

第 6 条第 1 項中「別表」を「別表第 2 」に改める。

別表を別表第 2 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 5 条関係）

区 分	減 免 額
(1) 指定管理者がスポーツ教室及び記念大会事業等を主催するとき。	施設使用領及び設備使用料の額の 全額 施設使用領及び設備使用料の額の 2 分の 1 に相当する額
(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介助者（原則として減免の対象となる者の人数と同じ人数までに限る。）	
(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
(4) 島根県身体障害者スポーツ協会等が主催する障害者スポーツ大会を開催するとき。	
(5) 市・郡小学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。	
(6) 中国・県・市・郡中学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。	
(7) 中国・県高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。	
(8) 島根県体育協会が主催する県民体育大会を開催するとき。	
(9) 国民体育大会の県及びブロック大会を開催するとき。	
(10) 島根県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会が主催する県スポーツ・レクリエーション祭を開催するとき。	
(11) その他教育長が公益上特に必要があると認めるとき。	

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 3 号

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立体育施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を減免することができる。」を「による使用料の減免の基準は、別表第1に定めるとおりとする。」に改め、第1号から第4号までを削り、同条第2項中「前項第1号から第3号」を「別表第1の第1号から第10号」に改める。

第7条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第5条関係）

区 分	減 免 額	
(1) 指定管理者がスポーツ教室及び記念大会事業等を主催するとき。	施設使用領及び設備使用料の額の全額	
(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介助者（原則として減免の対象となる者の人数と同じ人数までに限る。）		
(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		施設使用領及び設備使用料の額の2分の1に相当する額
(4) 島根県身体障害者スポーツ協会等が主催する障害者スポーツ大会を開催するとき。		
(5) 市・郡小学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。		
(6) 中国・県・市・郡中学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。		
(7) 中国・県高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。		
(8) 島根県体育協会が主催する県民体育大会を開催するとき。		
(9) 国民体育大会の県及びブロック大会を開催するとき。		
(10) 島根県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会が主催する県スポーツ・レクリエーション祭を開催するとき。		
(11) その他教育長が公益上特に必要があると認めるとき。		

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

島根県立ライフル射撃場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第4号

島根県立ライフル射撃場条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立ライフル射撃場条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を減免することができる。」を「による使用料の減免の基準は、別表に定めるとおりとする。」に改め、第1号から第3号までを削り、同条第2項中「前項第1号から第3号」を「別表の第1号から第6号」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区 分	減 免 額
(1) 指定管理者がスポーツ教室及び記念大会事業等を主催するとき。	施設使用領及び設備使用料の額の全額
(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介助者（原則として減免の対象となる者の人数と同じ人数までに限る。）	
(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	施設使用領及び設備使用料の額の2分の1に相当する額
(4) 島根県身体障害者スポーツ協会等が主催する障害者スポーツ大会を開催するとき。	
(5) 島根県体育協会が主催する県民体育大会を開催するとき。	
(6) 国民体育大会の県及びブロック大会を開催するとき。	
(7) その他教育長が公益上特に必要があると認めるとき。	施設使用領及び設備使用料の額の全額又は2分の1に相当する額

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第 2 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則の表出雲警察署西交番の項所管区の区域の欄中「上塩冶町」の次に「、築山新町」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第24号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第 5 条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第 9 条の規定により告示する。

平成18年 3 月24日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの（以下「旧 1 級検

定」という。)に合格した者

(2) 空港保安警備業務 2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの(以下「旧2級検定」という。)に合格した者

(3) 施設警備業務 1級

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備(次号において「常駐警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務 2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務 1級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備(次号において「交通誘導警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務 2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備(次号において「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務 1級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務 2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(1)に掲げる者を除く。)

3 検定合格者審査の実施日時及び場所

(1) 実施日時

平成18年4月26日(水) 午前9時から午後0時まで

当日は、午前8時30分から同8時50分までの間、受け付けを行う。

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

4 定員

50人

5 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験とし、次の科目について行う。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年 4月 3日(月) から同年 4月14日(金) まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 8時30分から午後 5時
まで

ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書(検定規則附則別記様式) 1通

イ 添付書類

㊦ 写真(申請前 6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉

㊧ 旧規則第 8条の規定による合格証(以下「旧合格証」という。)の写し 1通

㊨ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面(旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。) 1通

㊩ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面(旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。) 1通

㊪ 代理人(申請者が属する警備業者の従業員に限る。)が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状 1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

㊦ 旧合格証の交付申請を行った警察署

㊧ 住所地(島根県内に限る。)を管轄する警察署

㊨ 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地(島根県内に限る。)を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有する者
又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在する者

㊦ 住所地を管轄する警察署

㊧ 営業所の所在地を管轄する警察署

7 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は還付しない。

8 持参品

検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852 - 26 - 0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課

(係)に行うこと。

島根県公安委員会告示第25号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第7条の規定により告示する。

平成18年3月24日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

施設警備業務 2級

2 検定実施日時

平成18年6月30日(金) 午前9時30分から午後5時まで

3 検定実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

(1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年5月22日(月)から同年6月2日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

㊦ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル)

ルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(ウ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日の受付時間は、午前 9 時から同 9 時20分までとする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課 (電話0852 26 0110 内線3492) 又は島根県内の最寄りの警察署生活安全 (刑事) 課 (係) に行うこと。

島根県公安委員会告示第26号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号) 第 7 条の規定により告示する。

平成18年 3月24日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 2 級

2 検定実施日時

平成18年 7月14日 (金) 午前 9 時30分から午後 5 時まで

3 検定実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年6月12日(月)から同年6月23日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

㊦ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

- (1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。
- (2) 検定当日の受付時間は、午前9時から同9時20分までとする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852 26 0110 内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行くこと。